

大東市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

- (1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。
- (2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。
- (3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。
- (4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。
- (6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

（一括回答）

(1)～(4)・(6)について、景気の後退が顕著になってきた昨今、本市におきましても雇用機会の確保は重要な施策であると考えており、可能な限り大阪府や国（大阪労働局）などと連携し、雇用創出につながるよう努めてまいりたいと考えております。

雇用の支援につきましては、現在、市内3ヶ所に設置した地域就労支援センターにおいて、障害者や母子家庭の母親といったいわゆる就職困難者といわれる人々の支援を、大阪府とも連携しながら行っているところです。また、住道駅前にハローワークの出先機関である地域職業相談室を大阪労働局の協力のもと平成20年3月末に設置し、就労機会の拡大に努めているところです。

改正最低賃金法や労働契約法、ワーク・ライフ・バランスなどの周知につきましては、企業訪問を行った時など機会がある折には働きかけているところであり、今後もさらに様々な機関等との連携を深めながら行ってまいります。

- (5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

行政の福祉化については、市政のあらゆる分野において福祉化の視点を持ち、とりわけ障害者等就労困難者をめぐる雇用関係の厳しいなか、地域就労支援センターの設置等により取り組んでいるところです。

現在清掃業務委託等については、随意契約により各施設管理事業課において業務委託契約しております。総合評価入札制度については、大阪府の実施内容等を参考に検討しておりますが、本市では小規模施設が大半で施設規模の違いもあり、また業者委託の場合は、市内在住者の雇用をお願いするとともに、シルバー人材センターとの委託契約が多くなっていることから、今後も庁内関係課と連携調整し検討してまいります。

最低賃金については、最低賃金法等法制度のもと労使間で決定されるべきものと考えておりますが、行政としては必要に応じて法令遵守に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

東大阪地域は製造業を基幹産業とした地域ですが、事業所数は減少傾向にあります。そのようななかで、文部科学省の事業として、昨年度から八尾・東大阪・大東市域の産学民官の連携を深めるために「東大阪地域コンソーシアム」を設立し、本市も構成メンバーとして参画しているところです。今後、さらなる連携を深め、引き続き東大阪地域の産業振興に取り組んでまいります。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

近年本市の西部地区では、工業・準工業地域において工場が減少し、住宅が増加しております。このことは工場の操業環境が低下するとともに、工場に隣接する住民からは不安の声が上がることにもつながりかねません。この問題への対応策・方向性について、企業誘致施策を含め、昨年から地域住民・企業・大学・行政による議論を進めており、今後具体的な検討を行ってまいります。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

中小企業への融資制度につきましては、本年10月31日から、原材料価格の高騰により経営環境が悪化し、必要事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者に対し、その事業資金を供給するための緊急保証制度が実施されています。また、11月14日には保証制度の拡充のために業種の追加指定も行われており、今後も使いやすい融資制度の拡充を図れるよう府等へ要望してまいります。

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

地場企業への優先発注につきましては、関係課への働きかけを検討してまいります。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

米国を発信源とした世界的な金融危機が拡大している折、国内景気は一段と後退し、中小企業はかつてない苦境にあります。このようななか、公正取引委員会・中小企業庁では下請二法や下請ガイドライン等の厳正な運用と違反行為の未然防止を図っております。

本市におきましても、相談があれば、関係機関と調整を図り指導強化に協力してまいります。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市において、平成16年12月に「大東市行財政改革プラン」を策定し、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう、市政運営を行っています。

プランでは、行政の役割と努力によって生み出された財源等をもとに、市民サービス向上のために必要な施策の展開や投資すべき内容について示しています。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進

めること。

(一括回答)

(2)①～④について、行財政改革を具体化するにあたっては、都市経営をテーマとした「第4次総合計画」の施策を踏まえながら、改革に取り組んでいます。

①特に安心安全に関する分野は、市の重要施策として総合計画においても優先課題と位置付け、防災や防犯、有事や環境への取り組み、またバリアフリーやユニバーサルデザイン等に配慮したまちづくりを推進しています。

②雇用・労働施策については市民生活の基本であって、産業振興対策と連携を図りながら雇用の促進に向けた対策を講じています。また、今春、厚生労働省のご協力により住道駅前にハローワーク機能を備えた地域職業相談室を開設し、多くの市民に利用していただき、就労の機会がさらに増えればと期待を寄せているところです。

③情報公開につきましては、「開かれた市政」とする市政運営の基本姿勢に基づき、市が保有する情報は、市民共有の財産であるという考えのもと、今後も積極的に市の情報を提供してまいります。

④職員がより意欲をもって働くため、「人材育成基本方針」に基づき、充実した人事管理制度や職員研修の構築、職場環境の活性化など、職員のもつ能力を最大限に発揮させるための「人づくり」の仕組みを体系化し、今後も積極的に人材育成を推進していきます。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

地方分権を推進するにあたっては、地方が自ら考え実行できる体制の構築が必要であり、そのためには事務移譲を行い、行政サービス提供に関する決定権・裁量権の拡大を図らなければなりません。

本市においては、地方分権の趣旨に基づき、すでに大阪府より積極的に事務移譲を受けており、市民サービスの向上に取り組んでいます。今後も、大阪版地方分権推進制度などを活用し、市政運営の充実を図ってまいります。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

税財源の確保に関しては大阪府市長会など関係機関を通じて随時要請しています。今後とも必要な財源が十分に確保されるように機会のあるごとに要望してまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

小児・産科救急患者に対する受け入れ体制の不備により、患者搬送の遅延等で患者が重篤な状態に至る深刻な社会問題が発生しております。救急医療や夜間医療につきましては、本市におきましても、北河内医療圏域において運営負担金を拠出し、運営に協力し対応しております。

本市における小児医療・産科医療につきましては、それぞれの医療機関で検査や入院が必要になった場合、連携医療機関や新生児診療相互援助システム（NMC S）・産婦人科診療相互援助システム（OGCS）を活用し、連携がされていますが、さらに大阪府医療機関情報システムの効果的な運用が指摘されており、大阪府に働きかけてまいります。

また、医師・看護師不足の解消にあたっては、医療従事者の労働環境の改善や離職防止施策を講じるとともに、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するよう国や府へ要望してまいります。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護保険労働者を取り巻く状況は、厚生労働省の調査によると、他の産業と比べると平均勤続年数が短く正職員が少ない状況にあります。特に訪問系の職員の7割が非正規職員となっており、本市も同様の傾向にあります。本市においては、大東市サービス事業者連絡会やケアマネジャー研究会のなかで情報の交換を行い、職員の質の向上や人材の育成を図るばかりでなく、大東・四條畷医師会等の協力も得て介護職員の心のケアも図っています。

指導監査については、大阪府とともに事業所に訪問し、人員基準の遵守・労働時間・労働日数等職員の労働状況を調査して適切に指導しています。なお、先日の第169通常国会において、介護従事者等の人材の確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律が成立し、今後様々な施策が講じられると考えています。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成

制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害福祉サービスの利用者負担制度につきましては、平成19年度からの特別対策によって利用者負担の軽減策が実施されたところでございます。また、本年7月には「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」が実施され、さらなる利用者負担の軽減が図られました。

障害者自立支援法は平成21年4月に見直しが見込まれておりますが、現在のところ、厚生労働省におきまして利用者負担軽減制度の継続や事業所に対する支援が検討されているようです。

本市におきましては、利用者が必要なサービスを利用できるよう引き続き努力していくとともに、市町村が地域の実情に応じて、障害者の自立した日常生活の支援を行う地域生活支援事業の充実に取り組んでまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実に努めること。

(回答)

悩みやストレスを感じながら仕事をしている方が増加しております。健康いきがい課と四條畷保健所では、昨今の状況から、企業向けに「ストレス講座」を行い専門的な立場でストレス解消に努め、心の健康に対処いたしておりますが、平成21年度はさらに商工会議所との連携を深め、出前講座を増やしてまいりたいと考えております。

医療機関におきましても心の問題が身体疾患に現れてくることが多いと思われまますので、「専門的な心の相談窓口」の紹介や相談機能の充実に努めてまいります。

4 について独自要請

北河内全域をカバーする福祉共済制度の結成に向けて推進を図ること。

(回答)

本市職員の福祉共済制度については、現在、大阪府内の市町村が共通に加入している共済組合の制度があり、職員はその制度を利用しております。今後も、職員及びその家族の生活安定と福祉の向上に寄与できるよう努めてまいります。北河内全域をカバーする福祉共済制度の結成については、北河内各市の福祉共済の内容・状況等も異なることから、困難であると考えております。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

本市における各年度当初の待機児童数（国新基準による）は、平成18年0名、平成19年1名、平成20年2名であり、近隣各市と比較すると比較的低い水準にあります。本市における待機児童は、西部の工場跡が宅地化している地域で発生しておりますが、これに対処するため民間保育所を誘致し、平成21年度に開所する予定です。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

休日保育は、平成20年度から市内1ヶ所で、延長保育は平成21年度からは市内全園で、ファミリーサポート事業については平成15年7月から、すでに実施しております。

夜間保育については、「次世代育成支援対策行動計画」の見直し時期に、市民ニーズを分析したうえで、実施について検討してまいります。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

地域コミュニティとの関わりについては、平成11年度から公立保育所で地域活動事業を開始し園庭開放・子育て相談を行っているほか、教室や人形劇などのイベントに地域の児童と保護者に参加していただくことで、保育所園児との交流事業を実施しています。また民間保育所に対しても、地域活動事業実施に対する補助金制度を整備することにより、この普及を図っております。

なお本市においては、在宅の就学前児童を主な対象として子育て支援センターを3館設置し子育て支援体制の強化を図っておりますが、そのうちの2館の運営については市内のNPO法人を指定管理者に指定し、地域の子育て力の育成を図っております。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

本市としては、所管するそれぞれの保育所が国の示す保育の基準を守るように、引き続き監視していくとともに、国・大阪府に対して安定的・継続的に施設運営できるような制度を要望してまいります。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対

策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校の警備員配置につきましては、現在、大阪府からの補助金（交付金）等により対応（委託）いたしておりますが、引き続き児童の安全確保のための対応（方法検討）を行っていきます。

放課後児童クラブを利用する児童は、大方は5時に、延長の場合は6時に帰宅します。その時間帯は警備員と「子どもの安全見守り隊」の方々もおられない状態です。子どもは通学路を友達と帰り、延長の児童はほとんど保護者の方が迎えに来られます。放課後児童クラブ指導員は危機管理マニュアルにより子どもの安全を確保しているところです。また、国から出されたガイドラインに従って、71名以上の大型放課後児童クラブを計画的に分割もしくは増設しているところであり、児童の健全育成の向上を図っております。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

子どもたちの成長・発達や、進路・就労を取り巻く課題が社会問題となっている今日、児童・生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるキャリア教育の推進は、学校教育における重要な取り組みです。各小・中学校において子どもの発達段階に応じた学習内容・教材による取り組みが実施されておりますが、とりわけ中学校においては地域の施設・企業・商店等の理解と支援を得て職場体験学習を実施しており、将来、主体的に進路を選択する態度の育成に努めております。

少人数学級については、「子ども同士の学び合いがより深まり、きめの細かい指導が可能である」という意見もあり、教育上効果的な側面もあるものと認識しております。府教育委員会が実施している低学年における35人学級編制を有効活用しつつ、他学年においても弾力的な運用や少人数指導の充実に努めることで、児童生徒の学力向上を図ってまいります。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

児童虐待防止法は平成12年に制定され、情勢に対応するように改正を重ねています。特に平成16年の改正では市町村の役割に相談対応が明確化され、児童相談所だけでなく虐待の通告先に追加されました。本市では児童虐待防止連絡会議を法定化された要保護児童対策地域協議会に位置付け、児童相談所（子ども家庭センター）及び関係機関との連携を強化しつつ、大東市児童虐待防止ネットワークの支援体制の整備と機能強化を図っているところです。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

本市におきましては、平成19年4月1日施行の「大東市男女共同参画推進条例」により、DVによる人権侵害に積極的に取り組んでいるところです。また、DVの相談件数は増加傾向にあることから、深刻な問題であると認識しております。つきましては、市町村の努力義務となっているDV基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置についても、広く市民に理解と認識を深めていただき、検討を重ねていきたいと考えております。

また、専門カウンセラーによる「女性の悩みなんでも相談（面接）」や、年2回の「女性の悩みサポートライン（電話）」を生涯学習センターにおいて実施しているほか、市でも相談を受けております。相談を受けた場合は、他の相談機関の情報の提供をするほか、必要に応じて関係部署や外部関係機関との連携を図り、それぞれの事案に対応しております。

これらの相談窓口の周知・広報については、市広報誌に年数回掲載するとともに、市ホームページへの掲載、また市内関係施設でのチラシ等の設置等により行っております。

また、被害者の保護と支援及び被害の防止に向けて、連絡・情報交換を行うため、庁内9関係部署及び外部7関係機関で構成するDV防止対策連絡会議を設置しており、この会議などを通じて支援体制の整備を行ってまいります。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。
また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市では、平成9年に「大東市男女協働社会行動計画（With youプラン）」を策定し、平成16年3月には、男女共同参画社会基本法に基づき同計画を改定しました。また、本行動計画の計画期間が本年度で終了することから、現社会情勢の変化に合わせ精力的に改訂作業を行っているところです。

本計画につきましては、関係部署の進捗状況を把握しながら施策の推進を図っていき、必要に応じて関係機関や大阪府との連携・協力を行い、計画の推進や相談体制の充実を図ってまいります。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市自らの事務・事業に関する温室効果ガス排出量を抑制するため「大東市地球温暖化対策実行計画」を策定し、目標値の達成に向けてすべての公共施設で温室効果ガス排出量の抑制に取り組んでおります。

①について、主要な幹線道路の渋滞が周辺道路に影響し、地域的な渋滞につながっていることから、国や大阪府に広域交通ネットワークの充実強化を要望しております。また、生活道路の整備を進めるためにも所要財源の確保に努めてほしいこともあわせて要望しております。

本市としましても地域の実情に応じた改善を進めるため、整備及び整備計画の一層の充実を図らねばならないと考えております。

②について、公共交通利用など温室効果ガスの削減に向けては、マイカー通勤の自粛や毎月20日のノーマイカーデー及び公用車の使用の自粛、そのほか、公用車の軽自動車への切り替えや天然ガス車の導入の推進を図り、温室効果ガスの削減に向けて引き続き積極的に取り組みます。

③について、民生部門において、廃棄物では分別収集の拡大の実施、環境部門では大阪府のバイオディーゼル燃料の利用社会実験に参加し、大阪産業大学・事業所・小学校と連携し菜の花の栽培や庁舎での壁面緑化・ミスト散布の導入など、その効果を市民の皆さんに啓発しているところです。市内事業所向けには、商工会議所と連携を図り「エコアクション21」の取得に向けて補助金を交付し、環境に配慮した企業に向けての取り組みを支援しているところです。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本市では、廃棄物の資源化・減量化を推進するため「第3期一般廃棄物処理基本計画」を策定。この基本計画に基づき、平成19年4月からペットボトル及びプラスチック製容器包装の市内全域での分別収集の実施や粗大ごみの電話による予約引取制を導入するなど、廃棄物の減量化・資源化に取り組んでいるところです。

また、生ごみの減量化につきましては、生ごみ処理機の補助金制度を実施しているところです。

バイオなどの有効活用につきましては、広域的な取り組みが有効であると考えられますので、大阪府の考え方や近隣市との考え方など、今後の研究課題と思っております。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

避難場所につきましては、学校体育館及び公民館等市内49ヶ所を指定避難所とし、位置図等を記載した「大東市総合防災マップ」を全戸配付、ならびに各施設に「災害時指定避難場所」の標識を設置し周知しております。誘導標識につきましては今後調査研究を行い、避難誘導を的確かつ迅速に行うため、本市に適した整備を検討してまいります。

また、緊急医療体制の整備につきましては、「大東市地域防災計画」に基づき、災害医療協力病院を指定し、災害のため医療機関等が混乱し市民が医療の途を失った場合に医療等を提供し被災者の保護を図るため、災害時の医療活動を行うこととしております。

公立学校の耐震化率につきましては、できる限り早く計画的に耐震診断ならびに耐震工事を進めていきたいと考えております。

住宅の耐震化につきましては、平成20年8月1日から住宅の耐震診断費用の一部補助を実施しております。耐震改修工事に係る補助制度については、市民の利用状況や本市の財政面を考慮し、総合的に検討いたします。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

本市において、本市・市民及び事業者が、人権を尊重しお互いに協力して犯罪・事故を防止し、安全で住みよい地域社会を実現することに努めることを基本理念とし、そのような地域社会を実現するための市・市民及び事業者の責務とそのため基本事項を定めた「大東市生活安全条例」を、平成14年4月1日から施行しています。

条例では、第3条で「市の責務」として、基本理念に基づき市は、関係行政機関及び関係団体と密接に連携をとりながら、広報活動・啓発活動、環境整備及び市民がそれぞれの地域で自主的に行う安全活動に対する支援等必要な施策の実施に努めるものと規定されています。

また、第6条において「市長は、この条例を効果的に運用するため、必要な組織を設けることができる」と規定しており、この規定に基づき大東市生活安全推進連絡会を設置しています。この連絡会は、①市長及び四條畷警察署長をはじめとする地域における生活の安全確保のために活

動する団体を代表する者、②地域の安全確保に関し見識を有する者、③行政機関を代表する者等23名を委員とし、①市民及び事業者等の安全意識の高揚を図るための啓発に関する事、②地域における市民及び事業者等の安全活動の推進に関する事、③地域の生活環境の整備及び改善に関する事、等について検討及び協議し決定するとともに、その決定事項を効果的に実施すること、としています。

市としては、犯罪・事故を防止し安全で住みよい地域社会を実現するために、四條畷警察署はもとより関係行政機関及び関係団体と密接に連携をとりながら、施策を推進してまいります。

また、子どもの「安全・安心な生活」の確保の観点から、危険情報をお知らせするものとして大阪府警による「安まちメール」、小学校ごとの危険情報を掲載した「地域安全マップ」の周知を図っており、通学路や地域の安全確保を目的として、市内全域において子ども見守り活動及び「子ども110番の家」運動を積極的に進めているところです。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

地産地消の取り組みは、現在、毎年秋にJ A大阪東部と共催で開催いたしております「農業まつり」で地元農業者が地場産野菜等を販売しています。また、まだ1組織ではありますが、地元生産農家組織がJ A大阪東部営農経済センター前で毎週木曜日に直販施設を開き、新鮮な地元農産物を販売しています。

平成18年度からは「大阪エコ農産物」の取り組みを始めており、今年度は水稻18.5a・たまねぎ5a・じゃがいも5aを栽培し、収穫物のほとんどが学校給食用食材として出荷される予定です。今後もこれらの地産地消の取り組み活動が広がりますようJ A大阪東部と協力して支援を続けてまいります。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

総合的な人権救済システムの整備の必要性は認識しており、大阪府・大阪府市長会と連携を保ちながら国に対し要望しているところです。

また、本市は平成4年に「差別撤廃・人権擁護都市宣言」をし、さらに、人権相談窓口の設置による対応や、人権啓発団体ヒューネットだいたうと連携しての啓発活動を推進するなど、同問題をはじめとする様々な人権問題の解決と人権尊重の社会の実現に向けて取り組んでおります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施

策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市は、あらゆる国の戦争と核兵器の廃絶を強く訴えるとともに、この人類普遍の大義に向かって不断の努力を続けることを決意する旨、昭和58年に「非核平和都市宣言」を行いました。具体的には、5月の「憲法週間記念のつどい」、「ナガサキ平和ツアー」「非核平和都市宣言のつどい」「平和パネル展」等をはじめとする催しを行い、戦争の悲惨さと平和の尊さを強く訴えてきたところです。今後も平和発信施策により訴えていきます。